

東北地方太平洋沖地震関連の仙台国税局からのお知らせ

この度の東北地方太平洋沖地震により、被害を受けられました納税者の皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における申告・納付等の期限延長の措置について

東北地方太平洋沖地震に関し、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に納税地を有する納税者を対象として、国税通則法第 11 条(災害等による期限の延長)に基づき、国税(全税目)に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととなりました。

上記 5 県に納税地を有する法人については、平成 23 年 3 月 1 1 日(金)以降に到来する法人税、消費税及び源泉所得税の申告・納付等の期限が自動的に延長されることとなります。

申告等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、国税庁ホームページなどによりお知らせいたします。

(注) 申告等の期限が自動的に延長されたことに伴い、従来送付していた、法人税確定申告書等用紙の発送を当分の間見合わせております。申告期限の延長にかかわらず、従来どおり申告書を提出される場合には、国税庁ホームページから申告書用紙等をダウンロードしていただくか、ご要望に応じて申告書用紙を送付させていただきますので、所轄の税務署までご連絡願います。

地域指定を行った青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県以外の地域の方に対する申告・納付等の期限延長のお知らせ

今般発生した東北地方太平洋沖地震の被害状況に鑑み、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県以外の地域に納税地を有する納税者につきましても、今般の地震の影響により、以下のような事情が発生し、申告・納付等ができない方につきましては、申告・納付等の期限延長が認められますので、状況が落ち着いた後、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に必要事項を記載し、税務署に提出してください。

申告等に併せてこの申請書を提出していただくこともできます、

- 1、今般発生した地震により納税者が家屋等に損害を受ける等の直接的な被災を受けたことにより申告等壺行うことが困難
- 2、行方不明者の捜索活動、傷病者の救助活動などの緊急性を有する活動への対応が必要なことから申告等を行うことが困難
- 3、交通手段、通信手段の遮断や停電(計画停電を含む)などのライフラインの遮断により納

税者又は関与税理士が申告等を行うことが困難

- 4、地震の影響による、納税者から預かった帳簿書類の滅失又は申告書作成に必要なデータの破損等の理由で、税理士が関与先納税者の申告等を行うことが困難
- 5、税務署における業務制限(計画停電を含む)により相談等を受けられないことから申告等を行うことが困難

なお、上記の事情に該当しない場合であっても、今般発生した地震の影響により申告・納付等ができない方につきましては、所轄税論署にご相談ください。

募金団体を通じた義援金等に係る税務上の確認手続きについて

個人又は法人が、災害に際して、募金団体に義援金等を寄附する場合でも、その義援金等が最終的に国、地方公共団体に拠出されるものであることを税務署が確認できれば、「国等に対する寄附金」として、税制上の特典を受けることができます。

災害に際して寄附する場合、税務署での確認手続きも緩和されています。

具体的には、その義援金等が最終的に国、地方公共団体に拠出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、そのことが税務署において確認されたときには、その義援金等は「国等に対する寄附金」に該当するものとして取り扱われます。

義援金等を募集する募金団体にあつては、募集する義援金等が国等に対する寄附金に該当するかどうかについて、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

(注)1 日本赤十字社、報道機関等に対する義援金等(地方公共団体に拠出されるもの)は、特段の確認手続きを要するごとくなく、「国等に対する寄附金」に該当します。

2 税制上の特典は以下のとおり

個人が支出する寄附金

寄附金控除(所得金額の40%又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額を所得から控除する。)の対象となる。

法人が支出する寄附金

全額が損金算入の対象となる。